

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院年俸制 を適用する正規職員及び任期付職員の年俸の計算 及び支給に関する規程

平成28年4月1日

改正 平成30年2月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員、任期付職員及び再雇用職員就業規則（以下「就業規則」という。）第25条（給与等）の規定により年俸制を適用する正規職員及び任期付職員の年俸に関し必要な事項を定めるものとする。

(年俸制の適用者)

第2条 年俸制は、次の各号のいずれかに該当する正規職員及び任期付職員に適用する。

- (1) 院長補佐以上の医師及び歯科医師
- (2) 診療各科の長たる部長以上の医師及び歯科医師
- (3) その他本人希望等により個別に年俸契約の合意をした医師及び歯科医師

(年俸の種類)

第3条 年俸の種類は、基本年俸、業績年俸とする。

2 年俸制を適用する正規職員及び任期付職員には、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員及び任期付職員退職手当規程第7条第1項に規定する退職手当の基本額となる給料月額を支給する。

3 年俸制を適用する正規職員及び任期付職員には、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員、任期付職員及び再雇用職員の給与の計算及び支給に関する規程（以下「給与規程」という。）第13条の規定により通勤手当を支給する。

(年俸の支給日等)

第4条 基本年俸の12分の1の額及び通勤手当は、毎月21日に支給する。

2 業績年俸の2分の1の額は、6月及び12月に支給する。

3 前2項に規定する支給日が、就業規則第15条第1項に規定する所定休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い所定休日でない日に支給する。

4 年俸は、その全額を、直接正規職員及び任期付職員本人に現金で支給する。ただし、その正規職員及び任期付職員の申し出により口座振込の方法により支給す

ることができる。

(基本年俸)

第5条 基本年俸は、給与規程に定める給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当、宿日直手当、待機手当に相当するものとする。

(業績年俸)

第6条 業績年俸は、給与規程に定める期末手当、勤勉手当、業務手当に相当するものとする。

(年俸の決定等)

第7条 年俸及び給料月額は、その職務の複雑、困難、責任の度合いに基づいて理事長が定める。

2 年俸は、4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位とする。

3 年俸及び給料月額は、4月1日に前年度における法人の業績及びその正規職員及び任期付職員の貢献度等に応じて改定する。

(年俸の減額)

第8条 正規職員及び任期付職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないときは、基本年俸の12分の1の額を支給しないことができる。

(端数の計算)

第9条 年俸の額を算定する場合において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(年俸からの控除)

第10条 法令によるもののほか職員代表との書面による協定により次の各号に掲げるものをその正規職員及び任期付職員の年俸から控除することができる。

- (1) 職員互助会の掛金
- (2) 千葉県市町村職員共済組合が行う共済貯金の積立金、貸付金の返済金及び物資購入代金
- (3) 財産形成貯蓄の積立金
- (4) 団体扱契約を締結した保険会社に係る保険料
- (5) 職員駐車場及び宿舍の利用料
- (6) 院内保育園の利用料
- (7) 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院貸付金貸付規程に基づく貸付金

(8) 医師及び歯科医師の医局費

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月13日改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。